

<認定研修施設・研修連携施設 暫定認定研修施設申請要項>

【申請資格】

- 指定基準1：研修施設の責任者は日本産科婦人科内視鏡学会の会員である。
- 指定基準2：一般社団法人日本専門医機構における産婦人科専門研修基幹施設、連携施設のいずれかであること。
- 指定基準3：腹腔鏡暫定認定研修施設は、腹腔鏡手術が過去3年連続して、年間50例以上である。
※腹腔鏡検査のみ（腹腔内観察・生検も含む）、ロボット支援手術は手術実績として認められません。
ロボット暫定認定研修施設は、ロボット手術が過去3年連続して、年間20例以上である。
- 指定基準4：暫定認定研修施設に関する細則2.(4)の1)～7)を満たす本法人会員が1名以上常勤している。
- 指定基準5：院内に外科および泌尿器科のバックアップ体制があるか、外科および泌尿器科を有する緊密な連携が取れる病院がある。
- 指定基準6：各種ガイドラインを遵守し、保険診療を適切に行っている。
- 注1 暫定認定研修施設として申請希望の施設は指定基準2以外、必須である事に注意してください。指定基準2のみ満たさない場合には、指定基準2を満たす別施設を研修連携施設として申請する事が可能です。
- 注2 日本産科婦人科内視鏡学会症例登録をしていること。

【申請時提出書類】

1) 提出必須書類

- ①暫定認定研修施設申請書（様式1）
- ②腹腔鏡またはロボット手術実績一覧（様式2）
- ③学術研修会 受講証（写し）
- ④指定基準2を満たす証明書（写し）
- ⑤チェックリスト（暫定認定施設申請）

2) 申請資格の指定基準2

研修連携施設の申請は、暫定認定研修施設申請書を提出する施設が「研修連携施設申請書（様式7）」も併せて提出することが必須となります。

3) 審査料の振込について

審査料30,000円を下記口座へお振込みの上、振込書の写しを同封して下さい。

銀行名：三菱UFJ銀行 支店：六本木支店 普通預金

口座番号：0442649

口座名義：シャ)ニホンサンカフジンカナイシキヨウガツカイ シセツニンテイ

【申請受付期間】

2026年1月7日（水）～1月31日（土）

【申請書送付先・お問合せ先】

アップロード式でご提出ください。

<https://registry.jsgoe.jp/tf/>

一般社団法人 日本産科婦人科内視鏡学会 認定研修施設委員会

E mail : jsgoe@secretariat.ne.jp